

別表2（第2条関係）指導値

項 目	基 準 値	測 定 方 法
1 有害物質		
カドミウム及びその化合物	カドミウム0.003mg/l以下	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号。以下「検査方法告示」という。)に掲げる方法
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアン0.01mg/l以下	
鉛及びその化合物	鉛0.01mg/l以下	
六価クロム化合物	六価クロム0.05mg/l以下	
ヒ素及びその化合物	ヒ素0.01mg/l以下	
水銀及びその化合物	水銀0.0005mg/l以下	
トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	
1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3mg/l以下	水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について(平成15年10月10日付け健発第1010004号)別添1に定める水質管理目標設定項目(以下「水質管理目標設定項目」という。)に掲げる検査方法
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	「検査方法告示」に掲げる方法
四塩化炭素	0.002mg/l以下	「水質管理目標設定項目」に掲げる検査方法
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	
シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	「検査方法告示」に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/l以下	
セレン及びその化合物	セレン0.01mg/l以下	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	
フッ素及びその化合物	フッ素0.8mg/l以下	
ホウ素及びその化合物	ホウ素1mg/l以下	
1, 4-ジオキサン	0.05mg/l以下	
2 生活環境		
水素イオン濃度(水素指数)	5.8以上8.6以下	「検査方法告示」に掲げる方法
生物化学的酸素要求量(BOD)	20mg/l(日間平均10mg/l)以下	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「検定方法告示」という。)に掲げる方法
化学的酸素要求量(COD)	20mg/l(日間平均10mg/l)以下	
浮遊物質(SS)	50mg/l(日間平均30mg/l)以下	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	1mg/l以下	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	3mg/l以下	

フェノール類	フェノール0.005mg/l以下	「検査方法告示」に掲げる方法
銅及びその化合物	銅1mg/l以下	
亜鉛及びその化合物	亜鉛1mg/l以下	
鉄及びその化合物	鉄0.3mg/l以下	
マンガン及びその化合物	マンガン0.05mg/l以下	
大腸菌群数	日間平均100個/cm ³ 以下	「検定方法告示」に掲げる方法
窒素含有量	55mg/l(日間平均35mg/l)以下	
リン含有量	4mg/l(日間平均2mg/l)以下	
3 農薬類		
「水質管理目標設定項目」に掲げる農薬類	「水質管理目標設定項目」に掲げる目標値	「水質管理目標設定項目」に掲げる検査方法
備考		
<ul style="list-style-type: none"> 「日間平均」とは、一日の排出水の平均的な汚染状態のことをいう。 		